

忠岡町建設工事等請負業者指名基準第 12 条第 1 項第 7 号に係る運用基準

- (1) 当該工事等に対する地理的条件
 - ・事業所の所在地及び当該地域での工事等の施工実績を考慮し、町内業者を第 1 順位とし、準町内業者（本・支店含む。）を第 2 順位、本町域に接する高石市以南（和歌山県域は除く。）を第 3 順位、堺市以南（泉州地域に限る。）を第 4 順位、大阪府域を第 5 順位とし、該当者なき場合は日本全国域とする。
- (2) 当該工事等に対する技術能力
 - ・当該工事等を実施するに足りる有資格技術者が確保できると認められること。
 - ・過去の工事等に係る技術者の配置状況から、当該工事等を確実に実施できる体制であること。
- (3) 工事等の経歴や実績
 - ・原則として、過去 2 ヶ年において、官公庁で受注した当該工事等と同種又は相応の施工若しくは履行実績があること。
 - ・ただし、高度な専門技術や特殊技能を必要とする工事等に関しては、その限りではない。
- (4) 入札参加の欠格条件及び指名停止の状況
 - ・有資格業者が金融機関等から取引停止の処分を受けていないこと。
 - ・大阪府入札参加停止要綱及び忠岡町建設工事等指名停止要綱による入札参加停止措置や指名停止措置（指名回避措置を含む。）を受けていないこと。
 - ・大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱及び忠岡町の契約からの暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置中の者でないこと。

附 則

この運用基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。